

患者様及びご家族各位

## 【院内感染対策について】

### 1. 感染防止対策に関する基本方針

院内感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基盤となるものです。当院は、院内感染防止対策を病院全体として取り組み、院内におけるすべての患者さまを対象として、感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うよう、次のような事項を定めて取り組んでいます。

### 2. 委員会の活動

- 1) 当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する取組事項等を検討し、感染対策の方針を決定しています。
- 2) 感染防止対策に関する実働組織として、専任の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で組織する院内のラウンド点検や必要な指導を行う活動をしています。
- 3) 感染防止対策委員会は、感染対策に関する情報交換や適切な取り組みについて、連携する医療機関（IMS 三芳総合病院）への相談を行っています。

### 3. 職員研修

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上開催しています。

### 4. 抗菌薬適正使用

薬剤に対して耐性を持つ菌が体内で増殖しないようにするため、必要以上に抗菌薬を使用しないよう、抗菌薬の使用許可制と適正な監視を行っています。

### 5. 感染症発生状況報告

微生物検査結果から微生物の検出状況を週報にて把握し、必要に応じた感染対策に努めています。また、毎月開催される感染防止対策委員会で報告し、感染対策の周知や指導を行っています。

### 6. 院内感染発生時の対応

院内感染の発生、またはそれが疑われる場合は感染の拡大防止に向け、速やかに対応します。また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に従い行政機関に報告しています。さらに、連携する地域の医療機関や所轄の保健所とともに適切な対応を行います。

### 7. 感染防止対策の推進

感染防止対策の推進のため、ガイドライン等を参考に当院の実情にあった感染防止対策マニュアルを整備し職員への周知徹底を図っています。また、マニュアルは最新の知見を考慮して随時見直しを行っています。

